



Title	安保条約の条約期限に関する考察（一）
Author(s)	鍛冶， 一郎
Citation	阪大法学. 2020, 69(5), p. 55-82
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87247
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

安保条約の条約期限に関する考察（一）

鍛 治 一 郎

はじめに

第一章 条約期限の不備

第二章 条約期限と憲法改正（以上、本号）

第三章 条約期限と沖繩返還

結論

はじめに

本稿は、日米安全保障条約（以下、安保条約）における条約期限の問題が、この条約を基本枠組みとする日米同盟の発展にいかなる役割を果たしたかを考察するものである。条約の期限を定める条文には、条約の有効期間や終了、脱退手続きなどが規定され、旧安保条約では第四条、現在の安保条約では第一〇条がこれにあたる⁽¹⁾。

安保条約の歴史研究はこれまで、日米の防衛協力について定めた第五条と条約の相互性の問題⁽²⁾、そして在日米軍の使用について定めた第六条と基地問題あるいは事前協議制度の問題（「密約」問題を含む⁽³⁾）などを中心になされ

ることが多かった。⁽⁴⁾ むろん、それらの研究の中でも、安保条約の条約期限に関する問題が取り上げられてこなかったわけではない。たとえば安保改定（一九六〇年）に関して、当時の岸信介首相が二段階の改定を構想し、条約期限をその梃子として考えていたこと。⁽⁵⁾ また沖繩返還問題に関連し、条約が「一〇年間効力を存続した後」、すなわち一九七〇年以降は、日米どちらかの意思のみで廃棄が可能になるとする規定が（第一〇条）、日米両政府の危機感を煽り、沖繩施政権の返還（一九七二年）を促したことなど、条約期限と日米同盟の発展について重要な指摘がなされてきた。⁽⁶⁾

ただこれまでのところ、そうした個々の指摘を含めて、総合的に安保条約における条約期限の問題をとりあげた研究は、管見の限りではあるが見当たらない。これは安保条約の研究にとつて好ましいことではないだろう。条約期限というものは、たんに条約がどのくらいの期間にわたって続くか、ということを示すだけでなく、その期間が終了した後に条約によってつくられる当事国同士の関係がどうなるか、あるいはどうなると当事国が考えているかを示唆するものである。安保条約も例外ではなく、条約期限の問題は、安保条約と日米同盟発展の歴史を深掘りするための重要な手がかりになると思われる。

そこで本稿では、旧安保条約の策定から一九七〇年の条約延長までの安保条約の歴史をたどりながら、条約期限が日米両国にとつて、また日米同盟にとつてどのような意味を持ったのか総合的に考察してみたい。現在の安保条約は日米いずれかが通告すれば一年後に廃棄できるが、日米同盟を論じる際にこの規定が話題になることはほとんどない。結論においては、そのことの意味についても論じたい。

本稿の構成は次のとおりである。第一章では、日米双方の構想に留意しつつ、旧安保条約の条約期限ができる過程を追う。第二章では、安保改定における条約期限の問題を論じる。旧安保条約は日本にとって不平等な部分が多

くあり、条約期限も例外ではなかった。これを是正する日本の動きと、米国の対応を検証する。第三章では、新安保条約が一九七〇年に固定期限を迎えることを受けて、日米両国が一九七〇年以降、条約をどのようにに継続させようとしたのか、その経緯をたどる。その際、同時期の沖縄返還問題の動きにも留意したい。

資料としては、既存研究を参照しつつ、近年公開された外務省文書、米国外交文書、米国防務省文書、国会議事録、日米両国の当事者の日記・回顧録、当時の新聞・雑誌等を用いる。

第一章 条約期限の不備

どれくらいの期間、日本に米軍を駐留させるのか。米ソ冷戦の進展や日本占領の長期化にともない日本の講和問題が検討されるなかで、講和後、日本の安全保障をどのように確保するかの問題が浮上した。そして、米軍の駐留によって日本の安全保障を確保する方針を日米両政府が固めていくにつれ、その米軍駐留を核とした安全保障関係をいつまで維持するのかが問われるようになった。

米国は、日本の確保という命題の中で期限の方針を固めていった。一九四九年六月に米統合参謀本部は「日本における米国安全保障上必要とする戦略評価」(NSC四九)のなかで、占領軍の撤退について、はっきりした期限を平和条約に定めず段階的に終了していき、終了と判断するに十分な情勢であると結論付けて初めて占領は終焉すると述べている。⁽⁷⁾ この文書の中に、特定の期限を定めず、米国の主導権のもと、駐留の終了時期を決めるという、米国の基本方針となる考えが示されている。

米軍部内の日本占領継続論は根強かったが、対日講和問題担当特使に就任したダレス (John Foster Dulles) による政府内調整を経て、対日講和、日米の安全保障協定、米軍駐留の方針内容が固まっていく。ダレスの調整の結

果、一九五〇年九月にできあがったNSC六〇／一は、米軍の駐留について、米国が「日本のどこであれ、必要な期間、必要な規模の軍隊を維持する権利」を有することを基本方針として定めた。⁽⁸⁾

他方、日本では一九五〇年一〇月、外務省が日米の安全保障協力のあり方について構想をまとめはじめ、そこで米軍駐留の期限についても検討が重ねられた。外務省の一連の検討作業は、それぞれ「A作業」（対日講和の準備作業）「B作業」（「A作業」をもとにつくられた日米の安全保障取り決めの条約案）「C作業」（吉田茂首相の指示でつくられた非武装・軍備制限の理想案）「D作業」（「A作業」への吉田首相の批判をうけ、吉田のブレーン・グループの議論や米国の対日講和七原則などを参考につくられた新たな準備作業）と呼ばれている。⁽⁹⁾

まず「A作業」で外務省は、米軍駐留を柱とした日米の安全保障協力について、平和条約と別個の取り決めであること、合理的であること、国際連合と結びついたものであること、以上三つの基本方針をつくる。⁽¹⁰⁾ 期限の問題はこの基本方針をもとに検討された。「A作業」は米軍駐留の期限について次のように述べている。日米の協定は「期間、地点、経費の負担、特権等について、合理的且つ明確に規定」し、「一定の期間（この期間は、政治的に見て、なるべく短い方が賢明である）を定め、更新の道を開いて置くと共に、期間継続中といえども、国際連合総会の決議がある場合には、終了することとする」。⁽¹¹⁾

では、その「一定の期間」はどれくらいが好ましいのか。次いで作成された「B作業」では一〇年の期間を想定していた。草案の期限条項は次の通りである。

「この条約は批准書交換の日から実施され一〇年の期間引続き効力を有する。

両国のいずれかが前期一〇年の期間満了した時に、この条約を終了させるとい意志を右の期間満了の一年前に

他方に通告しないときは、更に一〇年有効とし、以下これにならうものとする。

いずれの場合においても、国際連合総会が、この条約を終了せしめることを決議したときは、両国はこれを受諾するものとする。⁽¹²⁾」

外務省はこの期限案の理由を次のように説明している。

「平和条約に駐軍の規定がおかれ、あるいは、日米間に別個の条約が締結され、その結果が現在の占領軍が形式上も、実体上も、そのまま、居据わることでは、われわれの期待は失われ、国民の反感を激発するのみであろう。そこで、軍が駐屯するからには、地点、経費、特権や期間等について条約に明定して名実ともに占領軍の継続にあらざることを明確にしなければならない。⁽¹³⁾」

日本にとっての問題は、米軍の駐留が、占領の継続という印象を日本国内に与えかねないことだった。それを避けるためには何が必要か。外務省は、なるべく短い「一定の期間」を日米安全保障取り決めに盛り込むことが必要と考えた。取り決めに区切りをつければ、米軍の駐留が永続的なものではないと日本国内に保証でき、かつ更新の規定を加えることで取り決めの継続性も確保できる。そして取り決めの終了に国連総会をからませることで、取り決めと国連との結びつけを強めた。一〇年という数字も、予想される国内世論の反発への配慮と、米軍駐留による安全保障の安定性、両者のバランスを考慮して出した数字と思われる。

ところが、この方針内容は間もなく変更されることとなる。翌年の一九五一年一月につくられた「D作業」訂正

版の日米取り決め案（「安全保障のための日米協力に関する提案」）は、日米の安全保障協力の期限を次のように変更した。

「この協力関係は、一〇年程度の期間について協定する。期間中といえども、国際連合によつて日本の安全が確実に保障されるようになったと両国が認める場合には、この協定は終了する。」⁽¹⁴⁾

この「D作業」訂正版には、それまでの方針内容と異なる点が二つある。一つ目は、期間中の取り決め終了の条件が、それまで国連総会の決議によるとしていたのが、日本の安全保障に対する国連の有効性についての日米合意へと改められた点である。これは、「A作業」「B作業」から、日米の取り決めの位置づけが変わったことによる。

外務省は当初、日米の安全保障取り決めの根拠として国連総会の決議を想定していた。だが、「A作業」への吉田首相の批判を受け、外務省は「D作業」において、日米の取り決めの基礎を、国連の措置がとられるまでの各国の個別的・集団的自衛権について定めた国連憲章第五条へと変更した。⁽¹⁵⁾ 期間中の終了条件の変更は、こうした取り決めの基礎が変わったことによると思われる。

二つ目は、取り決めの更新の部分が削除されたことである。これについては、おそらく米国が発表した対日講和七原則が関係していると思われる。対日講和七原則とは、一九五〇年一月二四日に発表された米国の対日講和の基本方針のことであり、日本の安全保障については第四項に記載された。外務省は、第四項にある「日本国の施設と合衆国の及びおそらくはその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在する」という表現では基地と軍隊の協力の面が強くなると批判した。安全保障の協力は、「平等のパートナーとして国と国との間に」協力関係が成立する

ことで「初めて、国家防衛の熱意は国民の間に生起し安全保障の初期の目的は達成しうる」からである。⁽¹⁶⁾ 条約局長として交渉に携わった西村熊雄はのちに、先述した外務省の基本方針（安全保障取り決めは平和条約と別個であり、合理的であり、国連と結びついたものにする）と相反しかねない米国の方針は「愉快なものではなかった」と回顧している。⁽¹⁷⁾ おそらく外務省は、こうした米国の方針と国内世論のかねあいを考慮し、更新の文字をあえて外したのではないかと思われる。

とはいえ、外務省は期限に関するこの方針を暫定的なものと考えていたようである。引用の通り、取り決め案の期限の部分は全て、タイプで括弧がくくられている。つまり、外務省は期限に関してより柔軟に考える用意があったとみられる。

だが、これまで見てきたように、期限に対する日米の考え方の距離は近いものではなかった。日米の安全保障取り決めに関する日米交渉は一九五一年一月から始まり、二月一日の事務折衝において日本側は、「D作業」訂正版の取り決め案を英訳し、「相互の安全保障のための日米協力に関する構想」と題して米国内に提出した。しかし、草案に対する米国内側の反応は、「日本の安全が実効的に保障されるにいたるまで、というが如く、もつとフレキシブルな方式を希望す」という反論であった。⁽¹⁸⁾

米国内側は翌日、「相互の安全保障のための日米協力協定」と題した草案を日本側に提示する。この案の第九章で米国内側は、協定の期限を「日本地域における国際の平和と安全が国際連合又はその他の方法で満足に確保されると合衆国が認めるまで」とした。⁽¹⁹⁾ つまり、日本の案から、一〇年の期限が抜け落ち、取り決め終了の条件も、両国の合意から、米国の同意へと変更した案といえる。米国内側は、駐兵の安定のため、自国の主導権をあくまで維持しようとした。

これに対し日本側は、米国案の「合衆国が認めるまで」という表現を「日米両国によつてそう判定されるまで」と、日米両国の合意に基づく表現に変えるよう求めた。⁽²⁰⁾二月六日に米国側が出した案で、この日本の修正案は入れられ、これが安保条約第四条の原案となった。⁽²¹⁾以下がその後締結された全文である。

「この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的の安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。」

条約期限についての交渉自体は、外務省が柔軟に考える用意があつたためか、短期間で終わった。だが、一部日本の要求が容れられたものの、第四条は特定の期限がない点で事実上の無期限であり、日本にとって不満が残るものだった。それは、西村が「特定の期間が定めないところから条約は無期限であるとして不満の意を洩らす向きが相当あつた」と述懐したように、旧安保条約に対する日本国内の支持に不安を残すこととなった。⁽²²⁾また、事実上の無期限であることは、この安保条約にある他の不平等な条項、対日防衛義務が不明瞭なことや、内乱条項などを、無期限に固定する意味もあつた。

さらに、条約終了の条件が日米の同意以外存在しないことは、日本は自国の判断のみで条約の廃止を決められないうことを意味し、主権国家同士が結ぶ条約として問題があつた。この点について、のちに外務省は次のように述べている。

「日本の防衛は、日本国民自身の問題である。そのためにどのような安全保障措置を選ぶか、どの程度のもので満足するかは、日本国民自身が判断すべきことである。それが結局は米国政府の判断なり、認定なりにかかっているような現在の規定が独立国として甘受しうべからざるものであることはいうまでもない。」⁽²³⁾

他方、第四条は、「国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集团的の安全保障措置が効力を生じた」と日米両政府が認めた場合に失効する、つまり旧安保条約は暫定であると規定していた。この点について西村は、国連に代る安全保障措置とは、個別的には「日本の再軍備のごときものであり」、集团的には「たとえば、安保条約に代わるものとして新しい条約が日米間に」と限らず他の国が加わってもいい——締結される場合のごときである」と解説した。⁽²⁴⁾そのため、この暫定性を手掛かりに安保改定を行う、条約期限でいえば、特定の期限や条約存廢の権利を確保するなど、主権国家として対等な条項をつくることが日本の目標となった。次章で述べるように、日本のこうした目標は一九六〇年一月に調印された新しい安保条約で実現することになる。

第二章 条約期限と憲法改正

安保改定を打診するため、鳩山一郎政権の重光葵外相が訪米したのは一九五五年八月のことである。⁽²⁵⁾この訪米に先立ち重光は、在日米軍を段階的に撤退させ、西太平洋を条約区域とする、新たな日米の相互防衛条約の試案を準備していた。その試案のなかで条約期限は次のように規定されていた。

「この条約は、二十五年間引き続いて効力を有する。もつとも、第五条及び第六条の規定は、アメリカ合衆国の

軍隊の日本国よりの撤退完了のとき、その効力を失う。

締約国のいずれか一方がこの条約を終了せしめる意思を右の期間満了の一年前に通告しないときは、この条約はさらに五年間引き続いて効力を有し、その後も同様に順次延長される。⁽²⁶⁾」

ここである試案の第五条は、在日米軍の撤退とその期限、第六条は撤退期限前の、在日米軍の使用目的を定めたものである。試案は、在日米軍のうち地上部隊の撤退が六年以内、海軍及び空軍部隊の撤退は日米両国が協議して決めるが、遅くとも地上部隊の撤退完了から六年以内、あわせて一二年以内にすべての在日米軍が撤退することを想定していた。条約そのものの期限は二五年としているが、その数字の根拠は、中ソ友好同盟相互援助条約の期限が一九五〇年から三〇年間、一九八〇年までなので、中ソ同盟条約の終わりとあわせる意味で一九五五年から二五年間としていた。⁽²⁷⁾

二五年について、下田武三条約局長はパーソンズ (J. Graham Parsons) 駐米公使に対し「二十五年といえは、いぶん長期」であり、米韓や米華の相互防衛条約の条約期限が無期限であることを引き合いに出しながら、「二十五年というも、無期限というも同じことだ」と述べている。つまり下田によれば、二五年という数字は日本以外の相互防衛条約と同格であることを示すねらいがあった。⁽²⁸⁾ あえて無期限ではなく二五年とした他の理由は、推測になるが、たとえば廃棄通告の権利があったとしても、無期限だと条約の永続性が強調されすぎてしまい、日本国内の反安保勢力をかえって刺激してしまう恐れがあったためと思われる。

もうひとつ考えられる理由として、重光が米国に安保改定を吞ませる論法として日本国内の共産主義の脅威を強調したことがあげられる。八月二十九日に行われたダレス國務長官との会談で重光は、日本国内における共産党の脅

威と日本政府の反共対策についてダレスに説明し、翌三〇日の会談では、共産党の勢力と戦うには「武器」が必要であり、「現行の不完全な条約に代つて新しい武器を考えなければならぬ。これは相互防衛条約である」と強調した。条約期限として、あえて中ソ同盟条約を引き合いに出したのは、米国への説得材料として日本の反共姿勢をより明確にするためであつたと考えられる。⁽³⁰⁾

まとめると、重光試案の条約期限は、一九五一年の安保条約交渉時、日本が実現できなかった対等な条約期限を実現しようとするものだった。二五年の固定期限は、中ソ条約への対抗や反共姿勢、条約の長期安定性の確保、他のアジア諸国の相互防衛条約と同等であることを示し、条約の廃棄通告の規定によって、米国の同意といった制限なしに条約の存廃が決められ、日米が主権国家として対等な関係であることを表現した。さらに、五年ごとの条約の延長により、条約の継続性も確保した。

さて、この試案に見られるような、重光の相互防衛条約の構想であるが、米国の容認するところとはならず、挫折に終わったことはよく知られている。八月三〇日に行われた重光とダレス国務長官の会談で、「日本は米国を守る事が出来るか。たとえばグワムが攻撃された場合はどうか」というダレスの問いに対し、重光は日本の海外派兵は「自衛である限り協議が出来る」と、やや無理のある説明しか出来なかった。それは、ダレスが「日本が協議に依つて海外出兵出来ると云う事は知らなかった」と反応するなど、「全く新しい話」だった。⁽³¹⁾ こうした相互防衛と憲法のかねあひの問題や、日本の防衛努力、日本側の交渉能力、重光の政治的基盤の弱さなどが重光の挫折の要因として先行研究によって指摘されている。在日米軍の撤退期限の関係では、在日米軍の全面撤退による、米国の極東戦略への影響が大きかった。⁽³²⁾

これらの先行研究の指摘に加え、重光構想の試案には条約の期限にも問題があつた。重光の訪米前、二五年の固

定期限についてパーソンズは「中ソの結びつきがとけたら、日米の結びつきをといてもよい、ということか」と、下田を難詰した。⁽³³⁾たとえ、それが二五年の長期であっても、固定期限が満了するとき条約は日本だけの意思で終了することができる。こうした事態への警戒心は、重光の会談相手であるダレスにも共有されていた。一九五五年四月にひらかれた国家安全保障会議の席でダレスは、対日政策文書に日本との安保改定交渉を認めるような表現を入れることに反対した。ダレスはその理由として、在日米軍の使用権の問題とともに、新しい相互防衛条約が日本の要請で一年後廃棄されかねないことをあげた。⁽³⁴⁾安保条約の交渉時と同様、米国にとって日本との対等な条約期限は、その後の条約の行方を不明瞭なものにする危険なものだった。

また、重光試案の条約期限にはもうひとつ問題があった。沖縄・小笠原諸島との関係である。時代は下って、重光訪米から二年後の一九五七年三月、外務省は安保条約の改定案の検討をすすめていた。その準備文書のなかで外務省は、仮に米国が、在日米軍の撤退条項を落としたかたちの重光試案のようなものを提出したとき、どう応えるべきかについて以下のように述べている。

「(イ) 一昨年の案(重光試案のこと。筆者注)は、米側が当時指摘したとおり、日本国憲法上問題であること、及び(ロ) 沖縄、小笠原に対する米国の施政権が少くとも条約の有効期間中は存続することをはつきり認めることになる点が政治的にもしるくないことをあげてこれを拒絶すべきである。

(注) 一昨年の案で相互防衛の対象地域とした西太平洋区域は、協定上具体的に範囲が限定されていなかったが、かりに琉球、小笠原以外のもの(ウエイク島等)を含めるとすれば憲法の方にひつかかり、琉球、小笠原だけにするとすれば、潜在主権があることだから憲法の関係は説明しやすくなるとしても、両諸島が米国の施政権下におか

れていることが相互防衛条約の存立の基礎になるわけであるから、両諸島返還の要請と矛盾することになる。」⁽³⁵⁾

つまり、相互防衛の定義次第で、例えば日本本土と沖縄・小笠原諸島を条約の適用地域とした場合、これらの島々の米国の施政権が条約の相互性の基礎となるわけだから、条約期限が有効のうちは両諸島の返還が難しくなる。少なくとも、そうした疑義を招きかねないことを指摘しているのである。ましてや、重光の試案は固定期限が二五年だった。それほど長期にわたる固定であれば、日本国内の不満が相当強いものになることは想像に難くない。実際の重光試案は、下田のパーソンスへの説明によれば、日本本土、沖縄・小笠原諸島、米国の信託統治地域を具体的な適用地域として想定していた。⁽³⁶⁾しかし、重光の試案が示したように、日本が安保改定を行うに際して条約の期限と適用地域、この両者の関係をどう整理するかは日本と米国が相互的な関係を築くうえで検討しなければならぬ課題となった。

さて、ダレスが重光に語ったように、米国が安保条約の改定を容認し、日本にとって不平等な条項を改めるには、米国が日本を守るように、日本も米国を守るようにする、すなわち、日本の海外派兵と、それを可能にする憲法の条文なり解釈なりの変更が不可欠だった。日本が安保改定を米国に認めさせるには、最低限、憲法改正の見通しを米国に保証しなければならない。一九五七年二月、首相に就任した岸信介は、そうしたことを念頭に、安保改定に取り組んだ。そのために重要なカギは、条約期限だった。

同年六月に訪米した岸は米国に対し、安保条約に関して次の三つの調整を要請した。一つ目は、在日米軍の使用・配置に対する事前協議の導入。二つ目は、国際連合との関係の明確化。三つ目が、条約に期限をつけることである。条約期限について岸は、まずは五年、その後は日米いずれかが通告すれば一年後に条約を終了できるかたち

を考えていると米国側にコメントしている⁽³⁷⁾。

岸はなぜ、条約期限として五年の数字を挙げたのだろうか。このとき、岸がどのように安保条約を改定しようとしたのかについて、先行研究は二段階の改定構想を指摘している。すなわち、第一段階として安保条約の不備を付属協定などの補助的な取り決めで是正し、そのことで集めた国民の支持を背景に憲法改正を行い、第二段階で相互防衛条約へと切り替える構想である。そのため、この訪米で岸は条約本文の改定そのものは申し出ていない。このとき岸が申し出た条約期限は、その第二段階への目途として考えられていた⁽³⁸⁾。

この構想で問題となるのが憲法改正の手順である。というのも、岸が訪米した一九五七年の時点で憲法改正は厳しい状況に置かれていた。鳩山政権の憲法改正に向けた衆議院小選挙区制導入は失敗に終わり、一九五六年七月の参議院選挙では、社会党をはじめとした憲法改正反対派の議席が三分の一を超えていた⁽³⁹⁾。

こうした状況のなか、岸はどうやって憲法改正と安保改定の実現をはかろうとしたのだろうか。外務省は訪米に向けた擬問擬答の文書のなかで、その手順を次のように説明している。

「五年という期限については、自分としては一つの目算がある。衆議院議員の総選挙は、いずれそのうちにやらなければならない。参議院議員の半数の選挙は、二年後に行われる。これらの選挙は、自分としては、安保条約を改正した上で戦いたい。そうすれば、両院ともに、憲法改正に必要な三分の二の多数を獲得することができるであろうと信ずる。憲法改正が具体的に日程に上るのはその上でということになるから、その実施までには、どうしても、三年は見込まなければならないであろう。そこで若干余裕をみて、改正条約の確定的に有効な期間を五年にして置けば、その間には、これを本格的な相互防衛条約に切りかえるための体制を整えることができるであろうと考

える。また、日本の防衛力の増強も、それまでには相当のところまで進んでいるであろうことは、いうまでもない。⁽⁴⁰⁾」

つまり、選挙を通じての多数派形成に二年、憲法改正の準備と実施に三年、あわせて五年が必要であり、条約期限はそのためのタイム・スケジュールとして考えられていた。言い換えれば、五年の条約期限は、憲法改正のため、選挙日程から逆算して生み出されたものだった。

こうした構想は岸の首相就任直後から準備されていた。先にふれたように、一九五七年三月に外務省は安保改定の検討を開始しているが、そこでは条約期限として「千九百六十二年七月三十一日まで効力を有する」ことを構想していた。⁽⁴¹⁾このとき外務省の検討案は、米国が条約の改定に応じた場合、日本が「憲法改正の問題等についての程度はつきりした構想をもっているかについて」米国に十分感得させる必要があると述べている。⁽⁴²⁾一九六二年をめぐりにした条約期限は、憲法改正とその後の相互防衛条約実現を米国に保証するねらいがあった。⁽⁴³⁾

しかし、米国はこうした岸の構想を受け入れなかった。訪米に先立ち、岸はマッカーサー (Douglas MacArthur) 駐日米国大使と予備会談を重ねていったが、四月一三日の会談で岸は、五年の固定期限、その後の無期限と、締約国の廃棄通告の権利を条約期限としてマッカーサーに申し入れ、⁽⁴⁴⁾五月一日の会談で、さきにあげた憲法改正の手順を説明した。⁽⁴⁵⁾

ところが、マッカーサーは岸の構想に難色を示した。岸の申し入れは米上院での審議の対象となり、また、固定期限が切れる五年後には条約の廃棄が可能になることを懸念したためだ。⁽⁴⁶⁾また、訪米した際にはダレスからも、条約期限の設定は米上院の承認を伴い、その際、期限終了後の日米関係がどうなるかについて満足な説明が必要にな

ると提案を拒否している⁽⁴⁷⁾。

だが、こうした条約期限に安保改定の契機を見出す構想は、その後も日本政府のなかで受け継がれていったと思われる。訪米の翌年の一九五八年五月、総選挙が与党・自民党の勝利で終わり、再び外務省は安保改定の検討に入った。このとき外務省は、前年の訪米の反省をふまえ、安保改定のねらいを米国の対日防衛義務と在日米軍の使用・配備に関する事前協議の二点に絞り、それを交換公文といった補助的取り決めによって実現しようとしていた。

他方、条約本文を改める場合の草案も外務省は準備していた。藤山愛一郎外相の下命を受け、条約局は二つの案文を作成したが、いずれの案も条約期限として一九六二年七月三十一日までの固定期限を考慮していた。⁽⁴⁸⁾同じころ防衛庁も、一九六二年には在日米軍の縮小や防衛分担金の消滅が予想され、「安保条約改正の前提条件が出揃う」と考えていた。⁽⁴⁹⁾

しかし、マッカーサーの主導によって米国政府が安保改定のアプローチを転換し、その影響で日本の構想は変化するようになる。ソ連の人工衛星打ち上げによるスプートニク・ショックをきっかけに、一九五八年に入り、米国政府で対日政策の見直しが始まった。ワシントンから見直しについて意見を求められたマッカーサーは、本格的な安保改定が必要であるとの考えから、同年二月一八日に新条約の草案を本国に送付した。⁽⁵⁰⁾この草案は、先の重光試案や、他のアジア太平洋諸国との同盟条約を参考に作成されたもので、米国が安保改定の条件としてきた日本の海外派兵を求めず、現行憲法の範囲内で相互型の条約をつくることを意図していた。条約期限については、固定期限は置かず無期限とし、それまで米国が難色を示してきた条約廃棄の権利（日米いずれも一年猶予ののち条約の廃棄を通告できる）を日本に認める内容となっていた。⁽⁵¹⁾

マッカーサーは、日本にとって不平等な安保条約を維持したまま補助的取り決めでそうした不備を是正していく

方法では、日本国内の不満という政治的・心理的脆弱性は解消されないと判断し、現段階で可能な新条約をつくるのがよいと主張した。⁽⁵²⁾ その裏には、岸の構想の要である憲法改正のための多数派形成への不安があった。マッカーサーは岸の構想の弱点について次のように述べている。

「この方式（安保条約を維持して補助的取り決めで不備を是正する方式のこと。筆者注）は日本の憲法を改める時間を得ることができ、日本の海外派兵を可能にする相互条約交渉の機会を与える。しかし、岸は憲法改正を望んではいるが、彼が衆参両院で三分の二以上の多数を獲得しない限り可能なことではない。選挙法の改正なしに、予見できる将来実現はできない。選挙法は少なくとも一九六〇年までは変えられないし、衆議院の選挙も一九六二年までない。」⁽⁵³⁾

では、安保条約を改定するとして、条約期限のねらいは何だったのか。草案では、マッカーサーは条約期限を他の太平洋諸国の条約、つまり米華相互防衛条約や米韓相互防衛条約などをもとにして作成したとコメントしている。⁽⁵⁴⁾ それらの条約はいずれも条約期限を無期限とし、締約国の廃棄通告権を規定していた。つまり、マッカーサーは新条約が他のアジア諸国の相互防衛条約と同等であることを示そうとしたのである。

しかし、草案のうち無期限はともかく、廃棄通告の問題をマッカーサーはどうとらえていたのだろうか。日本が米国に提案してきた条約期限はいずれも固定期限だったが、米国にとって重要だったのは、条約を固定する年数ではなく、その固定期限が切れた後、条約がどうなるのか不明瞭な点にあった。マッカーサーは、これまで米国が日本の提案を拒否してきた理由である、条約廃棄の可能性をどう考えたのだろうか。

まず指摘しなければならないのは、マッカーサーが安保条約の不備を是正することで日米関係をより安定的なものにできると判断していた点である。マッカーサーはワシントンに対し、多くの日本人が現行の安保条約を一方的なものと感じていることをあげ、早期に安保改定へと取り組むことを強調した。安保条約の不備をなくすことで、日米の提携関係を「持続性があり且つ信頼性のある」ものにできる。マッカーサーは安保改定の目的をそう説明している⁽⁵⁵⁾。

また、安保条約交渉のときや重光訪米のときと異なるのは、一九五五年一月に保守勢力が合同し、自民党が誕生していた点である。米国は、その保守合同の立役者である岸を高く評価していた⁽⁵⁶⁾。一九五七年の岸訪米の直前、ダレスはアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領に対し、岸が戦後日本で最も強力な政治指導者になる兆候があり、その岸が永続的な日米関係のための再調整を望んでいることを報告した。そして、安保条約に代わる相互的な条約に取り組むことを岸に示すべきときが来たと述べている⁽⁵⁷⁾。マッカーサーも同様に岸を高く評価していた⁽⁵⁸⁾。一九五八年六月にマッカーサーは、ワシントンに対して安保改定を説得する際、五月の総選挙の勝利によって岸の立場が強化された今こそが日本との安保改定の協議に最適である点を強調した⁽⁵⁹⁾。

つまり、期限も含めた安保条約の不備をなくせば日米関係は安定し、日本が条約の廃棄を申し出るような事態は起こりにくくなる。ましてや、その日本の指導者が岸であるならば日米関係は強化され、廃棄の可能性はより低くなる。マッカーサーが日本に廃棄通告の権利を認めた背景には、こうした判断があったと思われる。

だが、マッカーサーの提案した条約期限に軍部は納得しなかった。一九五八年九月に開かれた国務省との合同会議の席で、レムニッツァー (Lyman L. Lemnitzer) 陸軍参謀次長は、英国と比較して日本が同盟国として信頼出来るか疑義を呈し、日本に廃棄通告の権利を認めることについて、「そのようなもの、他の条約にはない」と難色

を示した。⁽⁶⁰⁾米軍部は、条約がいつでもやめられる危険性を指摘したのだった。

米軍部は、条約維持のための、最低限の保証期間を求めた。マッカーサーの草案に、一〇年の固定期限を付けるよう求めたのである。⁽⁶¹⁾米軍部は提案の理由について、北大西洋条約の固定期限をモデルにし（北大西洋条約の固定期限は二〇年）、長期防衛計画のなかで米軍駐留を確保すること、また議会に対し在日米軍に関する予算を獲得するの都合がよいことを理由としてあげた。⁽⁶²⁾

ここきて、米国は固定期限への認識を変えることとなった。それまで米国は固定期限が切れたあと、日本との条約関係が不明瞭になることを恐れていた。それが、固定期限は条約がただちに廃棄されることを防ぐ、いわば条約を守る盾としての役割を期待されるようになったのである。⁽⁶³⁾

現行憲法の枠内で安保改定を行うマッカーサーの考えは、七月三〇日に藤山外相との会談で日本側に伝わった。

八月二五日、条約について「烈しい論議を経てこそ日米関係を真に安定した基礎の上に置くことが出来る」との考えから、「現行条約を根本的に改訂することが望ましい」旨をマッカーサーに対し岸は伝えている。⁽⁶⁴⁾

八月二五日の会談を終えた後、外務省は改定事項の検討に入った。このとき外務省は岸から「日本憲法と抵触せざる相互援助条約」と云ふ指示があったのみ⁽⁶⁵⁾で、「相互援助の前提の下に日本側が負ふべき義務」については「海外派兵の義務は含まずと云ふ一点以外は明確なる指摘を得て居ない」状態であった。⁽⁶⁵⁾そのようななか、外務省が条約期限についてたどり着いた方針は、奇しくも米国と同じ、「条約期限は最高十年とし、以後一年の予告で終了させ得ること」であった。⁽⁶⁶⁾

外務省はいかなる根拠でこの方針をつくりあげたのだろうか。残念なことに、外務省の文書はこの方針の理由を説明していない。そのため、これまでの日本の方針などから推測することになる。まず、「以後一年の予告で終了

させ得る」点だが、これは、今まで日本が繰り返し求めてきた規定である。九月一日に行われたダレスとの会談で藤山は、旧安保条約の問題点として条約満了の決まりがないことをあげ、それが一部の日本人に米国への隷属を感じさせている、と注意を喚起している。⁽⁶⁷⁾ 条約を終わらせる手続きがないことは、日本にとって国民の独立心にかかわる問題であった。

次に「条約期限は最高十年」とした理由だが、外務省安全保障課長として期限の方針案を書いた東郷文彦は、のちに米国の草案を見た感想としてだが、『無期限とする』と云う形は好ましくないと云うことで、旧条約の通り国連の有効な安全保障措置に言及し、又十年の固定期間と云うのは世界情勢の実情からして不当な意味合もなく、安全保障の安定性と云う点からは結構であろう」と回顧している。「安全保障の安定性」という言葉から類推すれば、東郷のねらいは米軍部と同じであり、固定期限は条約継続の保証のために考えられたと思っていいたいだろう。⁽⁶⁸⁾

では、一九五七年の訪米のときに、このときも固定期限は憲法改正や条約再改定の契機として考えられたのだろうか。これに関連して、安保改定交渉が始まった一〇月、岸は米国人記者のインタビューに対して次のように答えている。

「我々は最大の日米協力を可能にする新しい安保条約を交渉する用意がある。日本国憲法は現在海外派兵を禁じているので改正されなければならない。日本は自由世界を防衛する戦いで完全な役割を果たす用意がなければならない。⁽⁶⁹⁾」

岸は後年、この発言について、「これは私の持論であり、それをアメリカのほうにも知らせておく必要があった

んです」と回想している。⁽⁷⁰⁾ 憲法を改正したあと、自由世界の防衛に「完全な役割」を果たせるようにする、すなわち相互防衛条約に改めることは、岸の一貫した考えであつたと思われる。

ただ、岸は憲法改正の実現を長期的なものと考えていた。一九五七年の訪米で憲法改正に五年ほどかかると見積もった岸だが、他方、同時期に外務省幹部を通じて、改憲には一〇年ほどかかることを駐日米国大使館に伝えている。⁽⁷¹⁾ また、後年、憲法改正と安保条約の相互防衛化が長期的な課題であるとして、岸は次のように回想している。

「憲法改正については改正手続きそのものが非常に難しい状況ですから、そう簡単にこれができるわけではない。日米対等の意味における真の相互防衛条約を、つまり双務的義務を日本が履行しようとするれば、いまの憲法は不適當であり、改正しなければならない。国民に、憲法改正が必要であり、憲法改正をすべきである、あるいは改正せざるをえないのだという気持ちを起こさしめるような宣伝、教育をしていかなければならないと覚悟していました。ですから、安保改定をすれば、すぐに憲法改正ができるなどとは考えていなかった。」⁽⁷²⁾

一〇月四日から始まった日米交渉でマッカーサーは、岸が以前一〇年程度の期限を求めていたことを想起し、米国側の草案の条約期限が、それに触発されて出来たことを示唆している。⁽⁷³⁾ 岸がいつ、どのような理由でマッカーサーに一〇年の固定期限を求めたかは不明だが、マッカーサーは米国の条約期限案の同意を取り付けるため、岸や藤山をはじめとした自民党指導者に根回しを行っていたようである。⁽⁷⁴⁾ 時期は不明だが、岸がマッカーサーと条約期限について話し合う場を持ったのは間違いない。

だが先述したように、米国案の固定期限は米軍部の要望でつくられたものである。また、岸は外務省に対し、憲

法に抵触しない相互援助条約をつくる以外の指示をせず、その後も条約期限に関して何か指示をした形跡も、今のところ見当たらない。そもそも、一九五七年に日本が憲法改正の手順をふまえた条約期限をつくったのは、安保改定の条件である憲法改正を米国に保証するねらいがあった。その米国の条件が取り下げられれば、日本にとって憲法改正は急務ではなくなり、条約期限をつくるのに憲法改正の時期を考慮する必要性は低くなる。

岸は憲法改正を長期的な課題としてとらえており、その実現に一〇年ほどかかると想定したとしても不思議ではない。しかし、それが具体的な計画や見通しに基づいたものとは言い難い。旧安保条約交渉の担当者だった西村は、新しい安保条約の期限を「十年後さらによりよきものに代えうる期待」と評したが、おそらく、岸にとってこの一〇年の固定期限は、西村が言い表したように、一〇年後、自身の目標が実現する「期待」であつたように思える。

(1) 経塚作太郎「条約」外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会『新版 日本外交史辞典』(山川出版社、一九九二年) 四一〇—四一四頁参照。

(2) 代表的なものとしては、坂元一哉『日米同盟の絆—安保条約と相互性の模索』(有斐閣、二〇〇〇年) など。

(3) 坂元『日米同盟の絆』、波多野澄雄『歴史としての日米安保条約—機密外交記録が明かす「密約」の虚実』(岩波書店、二〇一〇年)、「いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書」(二〇一〇年三月九日)、坂元一哉「安保改定と事前協議」『朝鮮議事録』は「密約」か『阪大法学』第六三卷第三・四号(二〇一三年) など。沖縄返還と事前協議制の関連については、中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』(有斐閣、二〇二二年) など。

(4) 近年の研究では、条約の実施について協議することを定めた第四条と関連して、日米同盟の制度化を研究したものが存在する。吉田真吾『日米同盟の制度化—発展と深化の歴史過程』(名古屋大学出版会、二〇一二年)。

(5) 代表的なものとしては、坂元『日米同盟の絆』、西村真彦「一九五七年岸訪米と安保改定」(一)(二)(三)『法学論叢』第一七八卷第二号、第一七九卷第二号、同第四号(二〇一六年)。

(6) 代表的なものとしては、河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交—日米関係史の文脈』(東京大学出版会、一九九四年)、

- 中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』、福井治弘「沖縄返還交渉―日本政府における決定過程」『国際政治五二』（有斐閣、一九七五年）・Clapp, Priscilla “Okinawa Reversion: Bureaucratic Interaction in Washington 1966-1969”『国際政治五二』（有斐閣、一九七五年）など。また、以上の他に、各政策分野への関心から条約の延長問題について掘り下げたものもある。例えば、佐道明広『戦後日本の防衛と政治』（吉川弘文館、二〇〇三年）、黒崎輝『核兵器と日米関係―アメリカの核不拡散外交と日本の選択 一九六〇―一九七六』（有志舎、二〇〇六年）、楠綾子「安全保障政策の形成をめぐるリーダーシップ―佐藤政権による吉田路線の再選択」戸部良一編『近代日本のリーダーシップ』（千倉書房、二〇一四年）二二三―二五一頁など。
- (7) Report by the Joint Chiefs of Staff, Washington, June 9, 1949, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUS、と略す), 1949, Vol. VII, Part2, The Far East and Australasia, p. 777. 楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成』（ミネルヴァ書房、二〇〇九年）九二頁。
- (8) Memorandum for the President, September 7, 1950, FRUS, 1950, Vol. VI, East Asia and the Pacific, p. 1294.
- (9) 外務省の各準備作業の位置づけについては、楠『吉田茂と安全保障政策の形成』一九五―二二二頁参照。
- (10) 坂元『日米同盟の絆』三五―三七頁、楠『吉田茂と安全保障政策の形成』一九六頁。
- (11) 外務省編『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書（以下、調書と略す）Ⅲ』（二〇〇二年）九三頁。
- (12) 『調書Ⅲ』一二七―一二八頁。
- (13) 『調書Ⅲ』一二九頁。
- (14) 『調書Ⅲ』三〇四頁。
- (15) 坂元『日米同盟の絆』三七―三九頁。
- (16) 『調書Ⅲ』三〇―三〇一頁。
- (17) 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』（中公文庫、一九九九年）三二―三三頁。
- (18) 『調書Ⅳ』一五五頁。
- (19) 『調書Ⅳ』一七二頁、一八一頁。
- (20) 『調書Ⅳ』一八一頁。

- (21) 『調書Ⅳ』二〇六一二〇八頁。
- (22) 西村『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』五七頁。
- (23) 「日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策」(昭和三二年三月)『日米外交関係雑集 第三卷』(0120-2001-01154 A-432, 外務省外交史料館所蔵)。
- (24) 西村『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』四三頁。
- (25) 重光の安保改定構想とその交渉については、坂元『日米同盟の絆』第三章、波多野『歴史としての日米安保条約』第一章参照。
- (26) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約(試案)」(昭和三〇年七月二七日)『日米安保条約の改正に係る経緯⑧(以下、『経緯』と略す)』(0611-2010-0791-08, H22-003, 外務省外交史料館所蔵)。
- (27) 「日米間の相互防衛問題」(昭和三〇年七月二一日)『経緯⑧』。
- (28) 「日米相互防衛に関する件(下田・パーソンズ会談、第一回)」(昭和三〇年八月六日、下田記)『経緯⑧』。
- (29) 「外務大臣、国務長官会談メモ(第一回)」(昭和三〇年八月二九日)『経緯⑧』。
- (30) 「外務大臣国務長官会談メモ(第二回)」(昭和三〇年八月三〇日)『経緯⑧』。
- (31) 同右。
- (32) 坂元『日米同盟の絆』一五一―一七〇頁。なお、下田の説明によると、海軍及び空軍部隊の撤退期限については、それほど厳密に考えていなかったようである。下田はパーソンズに対し次のように述べている。「海、空軍の撤退期を定めることはむずかしい。日本側の海、空兵力の増強は、なにぶん大きな経費がかかるので、いつ米海、空軍の撤退を可能ならしめる程度に、その増強を実現しうるか全く見当がつかないからだ。ゆえに本条では、海空軍の撤退期はおつて両国政府が協議して定めることとした。括弧して、地上軍撤退完了後六年、すなわち本条約発効後十二年ということをサジェストしたが、この数字は別に根拠のある数字ではない。」前掲「日米相互防衛に関する件(下田・パーソンズ会談、第一回)」『経緯⑧』。
- (33) 前掲「日米相互防衛に関する件(下田・パーソンズ会談、第一回)」『経緯⑧』。
- (34) Memorandum of Discussion at the 244th Meeting of the National Security Council, Washington, April 7, 1955, FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, Part I, Japan, p. 42. 同会議の位置づけについては、坂元『日米同盟の絆』一六〇―一六一頁参照。

- (35) 「安保条約改訂案に対して米側が示すべき反応とこれに対する対策」（昭和三年三月一六日）『岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻』（A:1.524-2.1101）八年十二月一九日外交記録公開。なお同外交記録は、外務省の下記サイトより閲覧。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/pdfs/2018/gaiyo.pdf>（1101）九年七月二〇日アクセス）。以下、『岸総理第一次訪米関係一件』の諸ファイルの文書は、すべて同サイトより閲覧。
- (36) 前掲「日米相互防衛に関する件（下田・パーソンズ会談、第一回）」『経緯⑧』。
- (37) Memorandum of a Conversation, Secretary Dulles' Office, Department of State, Washington, June 20, 1957, 11 a.m., *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part I, Japan, pp. 387-392.
- (38) 坂元『日米同盟の絆』一八三—一八八頁、吉田真吾『日米同盟の制度化』四九—五〇頁。
- (39) NHK取材班「六〇年安保と岸信介 秘められた改憲構想」『NHKスペシャル 戦後五〇年その時日本は 第一巻』（日本放送出版協会、一九九五年）一三〇—一三三頁。
- (40) 「安保条約改正案に関する疑問擬答」（昭和三年五月六日、条約局）『岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻』。
- (41) 「日米安全保障条約改訂案（第二案）」（昭和三年三月二三日、条約局）『岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻』。なお、この時の案文では、一九六二年以後、条約は「さらに一年間引き続いて効力を有し、この規則に従って順次延長される」と、条約は一年ずつ延長されることになっていた。
- (42) 前掲「安保条約改訂案に対して米側が示すべき反応とこれに対する対策」『岸総理第一次訪米関係一件 準備資料第一巻』。
- (43) このときの外務省の準備作業については、西村「一九五七年岸訪米と安保改定（二）」一三〇—一三六頁参照。
- (44) 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第二回）」（昭和三年四月一三日、文書課長）『岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談（於東京）第一巻』（A:1.524-1.1101）八年十二月一九日外交記録公開。なお、申し入れの際にマッカーサーに手交した文書は「日米予備会談資料Ⅱ 安全保障態勢」『岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談（於東京）第一巻』。
- (45) 「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第七回）」（昭和三年五月二一日、文書課長）『岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談（於東京）第一巻』。岸がマッカーサーへの説明にあたって参照した文書は、「日

米協力に対する日本政府の決意」(昭和三年五月一〇日)『岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談(於東京)第一巻』。

- (46) 「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第八回)」(昭和三年五月一五日、文書課長)『岸総理第一次訪米関係一件 岸・マッカーサー予備会談(於東京)第一巻』。

- (47) Memorandum of a Conversation, Secretary Dulles' Office, Department of State, Washington, June 20, 1957, 11 a.m., *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part I, Japan, p. 388.

- (48) 「安全保障条約(A案)」「安全保障条約(B案)」(昭和三十三年七月八日、条約局)『経緯①』(0611-2010-0791-01, H22-003 外務省外交史料館所蔵)。A案は、日本が攻撃された際の相互援助(第一条)極東の平和が脅かされた際の両国の協議(第二条)を主な内容とし、B案は、日本に対する武力攻撃の阻止に寄与するために日本国内に米軍を配備する(第一条)日本に対する攻撃もしくはその脅威が切迫したとき、日本防衛の共同措置を日米両政府は協議しなければならない(第二条)日本防衛以外の目的による在日米軍使用には事前に日本の同意を必要とする(第三条)といった内容を主とした。

- (49) 「安保条約の改正を含む日米防衛関係の検討について」(昭和三十三年五月二三日)『経緯①』。

なお、一九五七年の訪米時に岸は、米国側に対し防衛力整備の観点からも一九六二年が安保条約検討の節目であることを示唆している。六月二〇日に行われたダレス国務長官との会談で、日本の一次防は一九六〇年までの予定だが、「実際の整備は、特に海空戦力のために、さらに二年要するであろう」と述べ、続けて日本が自前の戦力を持つようになったこと等を根拠に安保条約の見直しを求めた。Memorandum of a Conversation Between Secretary of State Dulles and Prime Minister Kishi, Department of State, Washington, June 20, 1957, 9 a.m., *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part I, Japan, p. 383.

- (50) 坂元『日米同盟の絆』一九二一―一九七頁。

- (51) Letter From the Ambassador to Japan (MacArthur) to Secretary of State Dulles, Tokyo, February 18, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Volume, XVIII, JAPAN; KOREA, pp. 8-10.

草案は「Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States (Draft)」、Central Files 794.5/21858、(石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成V 日米外交防衛問題 一九五八年 第三巻』(柏書房、一九九八年)二五〇―二五六頁)。

- (52) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, June 5, 1958, 5 p.m., *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, p. 35.
- (53) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, August 1, 1958, 6 p.m., *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, p. 47.
- (54) Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States (Draft), Central Files 794.5/2.1858.
- (55) Letter From the Ambassador to Japan (MacArthur) to Secretary of State Dulles, Tokyo, April 18, 1958, Letter From the Ambassador to Japan (MacArthur) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs(Robertson), Tokyo, April 18, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, pp. 22-29.
- (56) 米国の岸に対する評価については、原彬久『日米関係の構図―安保改定を検証する』（NHKブックス、一九九一年）九二―九五頁。
- (57) Memorandum From the Secretary of State to the President, Washington, June 12, 1957, *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, PartI, Japan, pp. 346-349. ただし、同時にタレスは「安保改定は慎重にすすめるべきである」とした。坂元『日米同盟の絆』一八九―一九〇頁。
- (58) マッカーサーの岸への評価については、池田慎太郎『日米同盟の政治史―アリンソン駐日大使と「一九五五年体制」の成立』（国際書院、二〇〇四年）二一八―二二四頁参照。
- (59) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, June 5, 1958, 5 p.m., *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, pp. 35-36.
- (60) Memorandum of Conversation, Washington, September 9, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, pp. 64-69. なお、廃棄通告を規定した条約はなごうレムニッシャーの発言は事実誤認であり、その点をマッカーサーにたしなめられたこと。
- (61) Telegram From the Commander in Chief, Pacific (Felt) to the Joint Chiefs of Staff, Honolulu, August 19, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, pp. 52-57, JCS 2180/120, September 10, 1958（石井修・小野直樹監修『マメリカ統合参謀本部資料 一九五三―一九六一 第八卷』（柏書房、二〇〇〇年）一〇四―一二三頁）。

- (62) Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, Washington, September 30, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, pp. 90-91. Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, December 3, 1959, *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, pp. 239-240.
- (63) なお米国政府は、もし日本政府が他のアジア太平洋諸国と同じように無期限が望ましい、そう求めてきた場合は、「一年の通告期限で同意する他ないであろう」と妥協する覚悟もあったとみられる。Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, December 3, 1959, *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, p. 240.
- (64) 東郷文彦『日米外交三十年 安保・沖縄とその後』（世界の動き社、一九八二年）六二―六三頁。
- (65) 「外務大臣国務長官会談に於ける安全保障調整問題の取扱に関する件」（昭和三三年九月八日 アメリカ局安全保障課長）『経緯①』。
- (66) 「安全保障調整に関する基本方針（案）」（昭和三三年一〇月二日、アメリカ局安全保障課）『経緯①』。
- (67) Memorandum of Conversation, Washington, September 11, 1958, 2-4:20 p.m., *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, p. 79.
- (68) 東郷『日米外交三十年』八三頁。
- (69) 『毎日新聞』一九五八年一〇月一五日夕刊一面。
- (70) 原彬久編『岸信介証言録』（毎日新聞社、二〇〇三年）一九一頁。
- (71) 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』一五三―一五四頁。
- (72) 原編『岸信介証言録』一四五頁。
- (73) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, October 5, 1958, 3 p.m., *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, pp. 93-94.
- (74) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, December 3, 1959, *FRUS, 1958-1960*, Volume. XVIII, JAPAN: KOREA, p. 240. なお「マッカーサーは「一〇年と一年の規定」を説いた相手として、岸、藤山のほかに、池田（勇人）、佐藤（栄作）、賀屋（興宣）、吉田（茂）、船田（中）をあげている。
- (75) 西村『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』一四三頁。